



ヤマダ会計NEWS 7月号

< 「ミラサポ」をご存知ですか? >

「ミラサポ」をご存知ですか? 「ミラサポ」とは中小企業庁の委託事業として、中小企業の「未来をサポート」するために立ち上げられたサイトです。サイトの主な機能としては次の通りです。

- ① 施策情報提供... セミナーや補助金等の公的機関の施策情報の提供
- ② コミュニティ機能... 先輩経営者や専門家との情報交換の場の提供
- ③ 専門家相談... コンサルタント等、専門家の無料派遣

上記のサービスを受けるためには、サイトより会員登録をする必要があります。また、メルマガにより常に情報提供も受けられます。サイトだけでなく、地域でも浜松商工会議所や各信用金庫が地域プラットフォームとして相談窓口を設置しています。

ヤマダ会計では中期計画以外にも起業・経営改善のための経営計画や補助金申請のお手伝いを行っています。この「ミラサポ」を活用し、浜松商工会議所や各信用金庫の皆様とも、より一層連携を深め中小企業の経営をサポートしていきます。是非、「ミラサポ」を活用してみてください。(代表 山田義之)



一物多価な土地の評価

平成26年分の路線価及び評価倍率等を記載した路線価図等が、7月1日に国税庁ホームページより公開されましたので、今回は土地の評価についてご紹介します。

実はこの土地の評価、公的なものだけでも【地価公示※】、【都道府県地価調査】、【相続税評価】、【固定資産税評価】があり、それぞれの目的に応じ設けられていることはご存じでしたでしょうか? これらの違いを簡単に示したものが下の表になります。

※【地価公示】は【公示地価】ともいわれ、新聞等ではこちらが一般的です。

	目的	実施機関	価格時点	その他	参考HP
地価公示	標準的な土地についての正常な価格を一般の方々に示す	国土交通省 土地鑑定委員会	毎年1月1日時点	3月公示	国土交通省 土地総合情報ライブラリー
都道府県地価調査	価格を一般の方々に示す	都道府県知事	毎年7月1日時点	9月公表	
相続税評価	相続税及び贈与税課税	国税庁・ 国税局長	毎年1月1日時点	7月1日発表	国税庁 路線価図
固定資産税評価	固定資産税課税	総務省・ 市町村長	1月1日時点	3年に1度評価	総務省

ここでポイントとなるのは、一見すると一物多価に見えますが、これらの評価にはそれぞれ密接な関係があるという点です。

【地価公示】と【都道府県地価調査】はほぼ同様のもので、異なるのは価格時点が【地価公示】は1月1日であるのに対し、【都道府県地価調査】は7月1日であります。また、【相続税評価】は【地価公示】の水準の8割程度、【固定資産税評価】は【地価公示】の7割を目途としています。

例えば、ある土地についての正常な価格(【地価公示】・【都道府県地価調査】)を知りたいといった場合、その土地の相続税評価額若しくは固定資産税評価額が分かれば、その金額をそれぞれ0.8若しくは0.7で割り込めばおよその金額を算出することができるのです。

とあるハウスメーカーさんからいただいた資料によりますと、現在の【地価公示】はバブル期の約4分の1となっており、昭和60年頃の価格となっているそうです。これを機に土地の価格について点検してみたいかでしょうか? 詳しくはヤマダ会計の担当者までお気軽にお声かけください。(リーダー 神谷貴人)

購入時に経費になる金額とは?

固定資産の購入時などに、お客様より「経費になる金額っていくらまで?」という質問を受けることがよくあります。税務上どのような仕組みで経費となり、資産計上となるのか? 取得金額をポイントに整理してみました。(実際には、他の要件も関わりますので、あくまで目安として下さい。)

1. 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の減価償却資産は、その取得価額の全額を業務の用に供した年分の経費に算入できます。
2. 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、資産の全部又は特定の一部を一括し、その一括した資産の取得価額の合計額の3分の1に相当する金額を、その業務の用に供した年以後3年間の各年分において経費に算入できます。
3. 【特例として※】平成18年4月1日から平成28年3月31日までに取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の経費に算入できます。

※青色申告書を提出する個人事業者、中小企業者または農業協同組合等が対象。事業のために供用した減価償却資産であること等が要件。

取得価額	全額経費 (上記の1)	一括償却 資産 (上記の2)	少額減価償却 資産の特例 (上記の3)	固定資産に 計上する
10万円未満	○	該当なし	該当なし	×
10万円以上、20万円未満	×	○	○	○
20万円以上、30万円未満	×	×	○	○
30万円以上	×	×	×	○

また、これもよくある質問で、「取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうか」についてですが、これは納税者の経理方式によります。すなわち、税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定します。自社が消費税免税事業者の場合であれば、税込金額です。

「今年は利益が出そうだから、固定資産を刷新しよう!」等、節税を踏まえてお金を使う際は、『一度に経費にしたいから、30万円未満のものを買おう』といった判断ができます。ぜひ経営にお役立て下さい! また「取得価額には何が含まれるのか?」「机と椅子は別々で判定か?」等ご心配な場合は、担当者までご確認下さい。(二橋俊明)

～ 『ヤマダ会計データ』でみる黒字企業 ～

「消費税8%で見かけの売上は増えたけど、ウチは儲からないなあ。その消費税だって納付できるか今から心配だよ。」という社長の嘆き節、つい最近聞いたばかりです。よそはどうなのか、気になりますよね? 恒例、ヤマダ会計の顧問先様の黒字割合をご案内します。

※黒字の定義: 経常利益がプラス

	黒字割合	
業種	H25/7-H26/6	H24/7-H25/6
建設業	63.9%	50.0%
サービス業	60.7%	47.3%
製造業	63.0%	69.2%
卸小売業	53.8%	33.3%
全業種	60.7%	49.7%

7月の経営者「基礎」講座

会社の数字をもっと活用してみよう

～今さら聞けない経営分析・入門～

日時: 7月30日(水) 18:30～

講師: 深田 紗枝子

参加費: 500円

場所: 浜松労政会館(浜松商工会議所 7階)

※お問い合わせ・お申し込みは 電話:053-448-5505 担当:深田



質問・疑問は、各担当者までご連絡ください。